



保|管

場所

の

制度が変わります!

○ 制度のどこが変わるの?

「自動車の保管場所の確保等に関する 法律」が改正され、**保管場所標章**が **廃止**となります。



○ 手続きが要らなくなるの?

保管場所証明申請や保管場所の届出が 不要になるわけではありません。 対象地域の方はこれまでどおり手続が必要です。

※ 法令により義務を怠った場合、罰則が科せられるおそれが ありますのでご注意ください。



申請書類については最寄りの警察署までご相談ください。

青森県警察本部 **し017-723-4211** 青森県行政書士会 (017-742-1128